

# 公益財団法人長崎県国際交流協会 災害時多言語ボランティア登録制度設置要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、長崎県内で大規模災害が発生した場合、多言語での情報提供及び外国人支援を円滑に行うことを目的に、語学ボランティアとして災害時多言語支援活動に参加を希望する県民を対象に、長崎県国際交流協会（以下、「協会」という。）に「災害時多言語ボランティア登録制度（以下「制度」という。）」を設置することとし、その運営についての必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この要綱で「災害時多言語ボランティア」とは、次に掲げる災害多言語支援活動を通してボランティアを行うことをいう。

- (1) 通訳・翻訳 協会及び協会を通じた市町の依頼に基づく災害情報提供活動における通訳・翻訳を行う。
- (2) 相談支援 協会が行う外国人からの問合せ等への対応に対する通訳を行う。

## (登録の要件)

第3条 災害時多言語ボランティアに登録できるのは、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本制度の趣旨を理解し、熱意のある者
- (2) ボランティア活動に支障を来さない一定の語学力を有している者（英語は英検2級程度以上の語学力を有している者）
- (3) 長崎県内に在住する満18才以上の者（ただし、高校生を除く）

## (登録の申込)

第4条 災害時多言語ボランティアの登録を希望する者は、別に定める登録申込書により協会へ申し込みを行うものとする。

- 2 協会は、前項に規定する登録申込書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定して、登録者名簿に登録するものとする。

## (登録の期間)

第5条 災害時多言語ボランティアの登録期間は、登録日から協会が定める年の3月31日までとし、2年間を超えないものとする。

- 2 協会は、2年に一度、災害時多言語ボランティア登録者（以下「登録者という。」）の更新を行うものとし、更新後の登録期間は2年間とする。

## (登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者本人から登録取り消しの申し出があったとき
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 前2号のほか登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

## (個人情報の保護)

第7条 協会は、災害時多言語ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

- 2 登録者は、活動により知り得た他人の個人情報を漏らしてはならない。登録取り消し後も同様とする。

(災害時多言語ボランティアへの協力要請)

第8条 協会は大規模災害が発生した場合、協会及び協会を通じた市町の依頼に基づき、災害時多言語ボランティアに対して災害多言語支援活動の協力要請を行う。

(活動の報告)

第9条 登録者が第2条の活動を行った場合は、活動終了後、協会は登録者に活動報告を求めることができる。

(保険の加入)

第10条 協会は、登録者の第2条の活動事業中の万一の事故に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入し、その費用を負担するものとする。

(報酬及び費用の負担)

第11条 災害時多言語ボランティアは、原則として無報酬とする。

(責 務)

第12条 災害時多言語ボランティアの依頼者及び登録者は、活動中に事故等が起こることのないよう十分配慮しなければならない。

(免 責)

第13条 登録者が第2条の活動中の事故等により被った損害については、第10条の保険から支払われる金額を限度とし、保険の範囲を超える金額については登録者の自己責任とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。